

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第3回会合議事録

日 時：平成21年2月23日（月）15：00～17：10

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、漆委員、尾花委員、清原委員、国分委員、
坂田委員、曾我委員、高橋委員、半田委員（代理・古澤氏）、別所委員（代理
・吉田氏）

（内閣府）：柴田内閣府審議官、松田政策統括官、殿川大臣官房審議官、小島参事官

（オブザーバー）：

内閣官房IT担当室参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐、警
察庁生活安全局少年課少年保護対策室長、総務省総合通信基盤局電気通信事業
部消費者行政課長、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青
少年課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

議事次第

1．開 会

2．議 題

（1）前回議事録の確認（事務局）

（2）青少年インターネット環境整備法の施行に向けた周知広報活動（事務局）

（3）委員発表

植山委員発表

尾花委員発表

清原委員発表

（意見交換）

（4）その他の青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための
主な施策について（事務局）

（5）青少年のインターネット環境の整備に関する計画に盛り込むべき主な事項案（事
務局）

（意見交換）

3．閉 会

4．議事内容

清水座長 それでは、そろそろ時間でございますので、始めさせていただきたいと思
います。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

まず最初に、委員の出欠状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

小島参事官 事務局の小島でございます。

まず、出欠状況につきまして御報告申し上げます。

本日は、半田委員及び別所委員が御欠席で、その代理で、それぞれ、古澤様、吉田様に御出席いただいているところでございます。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から、配付資料と、前回の議事録の確認をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

小島参事官 それでは、事務局から、配付資料と、前回の議事録の確認をさせていただきますと思います。

配付資料でございますけれども、資料は1～8までございます。

それぞれでございますが、資料1が議事録、資料2が法施行に向けた周知広報活動の資料、資料3～5が本日発表いただきます委員の皆様方の資料でございます。資料3が植山委員、資料4が尾花委員、資料5が清原委員でございます。清原委員につきましては、別途、三鷹市青少年問題協議会の資料も添付させていただいております。それから、資料6～8でございますけれども、これが本日検討いただきます事務局の資料でございます。

また、参考資料でございますが、1～4までございますので、御確認いただければと思います。

なお、委員とオブザーバーの方につきましては、参照用に第1回と第2回の政府の取組施策の参考資料の更新版を卓上に配付させていただいております。

不足等がございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

次に、前回の議事録の確認をさせていただきますと思います。

前回の議事録でございますけれども、資料1に記載させていただいておりますけれども、あらかじめ各委員の皆様方に確認をいただいておりますので、特に問題がなければ、本日以降、内閣府ホームページの上で公開する扱いとさせていただきますと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

小島参事官 それでは、そのようにさせていただきますと思います。

清水座長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。まず、議題2でございます。「青少年インターネット環境整備法の施行に向けた周知広報活動」について、事務局から御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

小島参事官 それでは、事務局より、青少年インターネット環境整備法の施行に向けた周知広報活動の取組状況につきまして、簡単に御報告させていただきたいと思っております。

お手元の資料2をごらんいただきたいと思います。法の施行が4月1日でございますけれども、左の欄の方を見ていただきたいと思いますけれども、これにつきましては、まず最初に具体的取組としまして、去る2月10日に関係省庁合同で、都道府県、教育委員会、

都道府県警察等に対しまして、法の周知啓発に取り組んでいただけるように依頼を发出しているところでございます。

参考資料1をごらんいただきたいと思いますが、関連資料でございますけれども、依頼に際しまして、法の概要を書いておりますリーフレットをお配りし、また、子どもに携帯を持たせる際のルールづくりの資料などの提供をしているところでございます。

また、3月6日からは、関係省庁と民間事業者が連携いたしまして、家電量販店等におきまして、法の周知、そしてフィルタリング普及促進のキャンペーンを実施することとしております。これにつきましては、全国で約3,000店舗以上が参加する大規模なものになる予定でございます。

これに加えまして、さまざまなメディアも活用しているところでございまして、右の欄をごらんいただきたいと思いますが、一番上はテレビでございますが、1月3日「My Japan」という番組に清水座長に御出演いただきまして、インターネット上の色々な問題点とか、また、この法律の関係、教育の関係につきまして広報していただいております。

また、来週につきましては、小淵大臣に民放の「そこが聞きたい！日本の明日」という番組に御出席いただくことになっておりますし、そのほかにも複数の番組で周知を図ることを予定しているところでございます。

そのほか、インターネットにつきましても、ホームページを内閣府において立ち上げております。その下の印刷媒体でございますけれども、先ほど都道府県等にお配りしたリーフレット110万部の配布を予定させていただいておりますし、周りを見ていただきますと、ポスターを張らせていただいておりますけれども、これにつきましても3月中に携帯電話販売店等に掲示をしていただくという形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

このように、法に基づく事業者のフィルタリングの提供がしっかりと履行されまして、子どもを守るための取組が広がる、また、保護者の方々にも、フィルタリングの導入とか、家庭におけるルールづくりなどをしっかりできるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、参考資料3をごらんいただきたいのですが、前回の検討会におきまして、青少年のインターネットを利用するときに規制がなされている地方公共団体の条例があるというお話がございました。それを記載させていただいているのが参考資料3でございますが、一番左に書いてあります東京都の条例は、ほとんどの県でなされている条例と同じようなものなのですが、基本的には努力義務を課しているのがほとんどでございます。

ただ、最近の動向としては、義務を設けているような条例もございまして、そこは下線で示しております。鳥取県とか広島市があるのですが、特に広島市を見ていただきますと、青少年が使用することが見込まれるような携帯電話につきましては、フィルタリングを導入する義務が課されております。

兵庫県の条例では、携帯電話事業者に対しまして、説明義務とか、記録保存義務等が課

されています。併せて保護者に対してフィルタリングをつける義務を課すというような内容のものでございます。これは2月議会に審議されるということでございまして、まだ決まっているものではございませんけれども、そのような条例等がございます。

もう一つ、参考資料4でございますけれども、青少年保護育成条例などがございまして、都道府県におきまして、この条例に基づいて基本計画の策定を義務づけているようなところがあります。その中でいろいろと書いてあるものとして選んでみたのですけれども、代表的な例としまして、北海道と福岡の計画の関係部分について記載しているところでございます。参照していただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

清水座長 ありがとうございます。

それでは、議題3でございますけれども、本日は3人の委員に御発表をお願いしております。それでは、最初に、植山委員、よろしくお願いします。

植山委員 植山でございます。

私は本日、スクールカウンセラーとして公立中学校の現場に派遣されている立場から、実際、公立中学校で見聞きする、あるいは直接私どもが相談を受けた事例についてお話をしようということでもございましたので、資料を2枚ほど用意させていただきました。

まず最初に、学校でのトラブルの実例についてお話をさせていただきたいと思います。

私どもの耳に最も届きやすいものがチェーンメールに関する問題です。これは生徒たちも口にしやすいので、こんなのがきてしまったのだけれども、どうしようというふうに言いやすいので、たくさん届くのだと思うのです。これは子どもたち自らがやってきます。つまり、チェーンメールですら子どもたちは自分の判断で対処し切れていないことがこの事例から明らかになっていると思います。

もう少し深刻になってまいりまして、なかなか届いてこない事例ですけれども、1つにはワンクリック詐欺の被害があります。私が情報提供してもらったのは男子中学生の事例でしたけれども、アダルトサイトの写真をダウンロードして100万円という高額請求を受けたんだけど、保護者に言えなくて、保護者が請求書を見るまで気がつかないという事例です。請求書を見て初めて保護者がカウンセラーのところに相談にきたという事例でした。

申し遅れましたが、この事例はすべて私が扱った事例ではございませんで、公立中学校のスクールカウンセラーをやっている者たちの自主研究会が幾つかあるのですけれども、そちらのメーリングリストに情報提供をお願いいたしまして集まってきた事例でございます。ですから、全国的なネットではありますが、100名に満たないスクールカウンセラーからの回答であるということをお承知おきください。

2番目といたしまして、プロフやブログへの書き込み、個人情報とか誹謗中傷の問題が挙げられます。例えば、プロフに自分の住所とメールアドレスを載せられてしまって、見知らぬ人からメールが多数届いたという女子中学生がおります。この場合は、所番地まですべて

が載っていなかったということもありまして、この生徒の自宅が特定されるには至らなかったのですけれども、メールアドレスが載っていますので、この情報が出せるということは、自分の身近な友人、知人からの掲示であるということ、生徒本人が大変傷つきまして、学校の中にも、だれだろうということ、疑心暗鬼になりまして、クラスに入れなくなってしまったという事例です。

それから、ブログに偽名で悪口が書き込まれて抑うつ的になった女子中学生がおります。これは、そもそもクラス内でトラブルがあった生徒なのですけれども、相手方の生徒がこの生徒のブログに全く違うハンドルネームでもって悪口を書き込んで、それを見て、本人が非常に傷ついて抑うつ的になり、この子もやはりクラスに戻れなくなってしまったという事例です。

それから、日常生活と掲示板上での相手の態度が全く異なってしまって、混乱や人間不信に陥った、これは女子高校生の例ですが、そういう事例も報告がございました。日常生活場面では仲良くしてくれているのに、掲示板の中ではなぜか正反対の態度を取られてしまう。悪口を言われるとかですね。どうして違うのだろうということで大変混乱してしまったという事例の報告がございました。

それから、プロフで、他人のハンドルネームを使って悪口を書き込んだ。これは3人の生徒が関係しているのですが、ある生徒の掲示板に別の生徒が成り済まして悪口を書いたわけです。そうしますと、掲示板の持ち主と書かれた子との間でトラブルが起こって、恐喝事件になってしまったという事例があります。恐喝といっても大したことにはならなかったのですが、これは幸い加害生徒が特定されたので指導の対象になりましたけれども、特定されない場合には指導が難しかった事例です。

それから、ブログへ頻繁な誹謗中傷の書き込みがあったけれども、先生方がこれは大変だ、何が起きているんだと大騒ぎをして、よく吟味してみましたら、どう考えても同一生徒が変名を使って書き込みをしている。何かプロファイリングをするみたいなことだったらしいのですが、いろいろ情報の関係性を見てみると、そのような事例がありました。

これは私の例ではないのですが、私も似たような事例を確認しておりまして、私の事例の場合には、どの生徒かは確定はできませんでしたがけれども、状況から考えて、あの生徒だろうなというような事例もございます。

4番目に、掲示板などを使いまして、見知らぬ人と出会ってしまう。これは、いわゆる出会い系サイトではなくても、例えば、チケット掲示板というのがあるそうですが、チケットの交換とか、普通の掲示板を通してでも知り合った人と、「家出未遂」と書き込んだけれども、要するに、地方のコンサートに一緒に行こうという約束ができてしまって、親の内緒で行こうという話になったんだけど、不安だったので、ちょっとスクールカウンセラーにこぼしてみた。そうしたら、お母さんに言って行かなければだめよと言われて、事件が発覚したということなのです。未遂には終わりましたが、こういった例もあります。

また、特に繁華街に近いところにある学校の場合ですと、オフ会というものに参加しや

すいということがあるのです。コンタクトを取りやすいのです。中学生だけの集まりと思っ
て行ってみたら、成人が含まれているとか、そういった事例もあって、そのまま恋愛関係
になるとかいう事例も幾つか報告されております。

それから、メールによる悪意の拡大というのがございまして、写メールなどをばらま
いたりする例があります。これはほんのいたずら心からやったものから、恐喝事件に至るよ
うなものまで幅がございました。

事例 8 は、恋愛関係にあった生徒の間での問題なのですけれども、うまく関係性が取れ
ないものですから、違う人に成り済まして相手の心を試そうとしたり、そんなことを繰り返
しているうちに非常に情緒不安定になってしましまして、授業に集中できない。この子
の場合は家庭的な背景もかなりあったものですから、死にたいという願望も出てきたりし
て、学校で対応に困った事例です。

事例 9 の場合は、無断で写メールを撮られた。これは男子生徒ですけれども、密かに着
替え中の写真を撮られて、それに携帯番号とアドレスを付けて、地域の中学生に「こいつ
をいじれ」というふうに写メールをまかれたという場合があります。

それから、これは高校生の事例ですけれども、自分たちが撮ったプライベートな動画、
実はこれは性的な行為を撮ってしまったということなのですが、それを、本当に不用意な
のですが、クラスの自分の机の上に置いておいたのを盗み見られてしまって、それがあ
つという間にコピーされて、チェーンメールとなって回ってしまった。動画サイトにも投稿
されてしまったという事例が報告されていまして。

6 番目としては、非行の広域化ということがありまして、市内の連合体育大会とか、そ
ういった催しがありますけれども、あるところでは、連合体育大会に市内の中学生在が集ま
って、何とか市連合をつくるぞみたいなメールが回りますして、10 校以上が集まろうとし
たという状況がありました。それを事前に察知して止めたらしいのですけれども、そんな事
例がありました。

それから、物理的には接点がないはずの遠距離にある中学校同士のブログ上でのトラブ
ルが起きて、あわや決闘事件になろうかというような報告もありました。

それから、リストカットとか自殺関連サイトへのアクセスの事例ですけれども、ネット
の中でリストカッターという人がいるんだということを知って、自分のブログにも自分の
傷の写真を載せて、それを報告するというのをし始めた生徒がおります。

8 番目といたしまして、教師が巻き込まれる例が報告されています。1 つは、とても真
面目な若い先生が、若い先生というのは、生徒にとっては憧れの的であつたりしますので、
愛憎相半ばするところがあつて、先生がこっちを向いてくれないと悪口を言いたくなる
というのです。ここに書きましたのはこんなケースですが、私の見聞きしたケース
は、非常に情緒不安定な生徒が、リストカットしている生徒なのですが、先生にだけ相談
したいんだといって相談を持ちかけて、メールのやりとりを始めてしまった。そうすると、
深夜にまでわたって、ああだこうだというメールがやってくる。メールの返事が返ってこ

ないと、どうして返事を返してくれないのということになりまして、教師の方が疲弊してしまっただ。また、どこまで生徒との距離を保って生徒の相談に乗るべきかということで、大変混乱してしまっただという事例がありました。

それから、プロフの書き込み欄の中に教員の実名で悪口が書き込まれて、そのことを知ってクラス内が騒然としたという事例がつい最近、起こっております。それは、ある教師が援助交際をしているということが、掲示板に、全く中学生が知らない人からの書き込みという形であったのです。これは特定できないのですけれども、そんな事例がございました。

それから、実は保護者の間でもメールが回ったりとかいたしまして、ある教員の不平不満が増大した結果、チェーンメールのように情報が拡大してしまっただ、あの先生を辞めさせようみたいな運動になりかねないところまでいった。これは幸い良心的な保護者が報告してくれたので、学校で止めることができたのですが、こういった事例もこれまで報告を受けております。

諸外国の事例などを聞きますと、保護者が成り済ましメールで生徒を死に追いやったというようないじめの例も米国で報告されております。そこまでのものは現在のところ報告されていないのですが、100名足らずのスクールカウンセラーに情報提供を依頼しただけでこれだけの情報が集まってくるというので、現場ではかなり難しい事例が起こっているんだなということを感じております。

この結果から、これらの事例に対する相談支援等の現状なのですが、基本はスクールカウンセラーではなくて先生方になります。スクールカウンセラーは御存じのように1週間に大体1回、8時間勤務というのが原則でして、地方自治体が上乘せをしていても、せいぜい2日とか3日です。ですから、圧倒的に教員が対応することになります。

先生方は何をしておられるかという、休み時間等の生徒間の会話から情報収集されまして、あれ、おかしいと思ったら、それをいかにオープンにするかという手だてを考えられます。極力オープンにして、適切な関係性を持っている大人がそれを聞き取って解決に導くというような手順を踏んで生徒指導しております。

スクールカウンセラーのところにやってくる事例というのは、教師や親には言えない、言いたくないというふうに感じている生徒からの情報が入りやすいです。

もう一つは、スクールカウンセラーの活動自体が、生徒の自由来室を認めているような活動をしている学校では拾いやすい。個別相談だけに限定されているところでは拾いにくいという現状もあるように思います。

先生方がなさる動きといたしましては、事実関係を聴取した後で、実務的な対応をなさいます。例えば、誹謗中傷の情報の削除の依頼とか、そういったことです。あるいは加害被害双方の事情を聞いて、校内にいる場合には関係修復が行われます。

これに側面支援をするSCといたしましては、被害・加害双方の生徒の心理的な査定をいたしまして、かなり被害的な、傷つき体験を持っている生徒に関しては、そちらのケア

を行います。

先ほどの写メールをばらまかれた生徒の場合には、そんなものを突然送られてきた生徒も大変傷ついてしまって、それら複数の生徒への対応が必要だったというふうに担当した者が言っております。

それから、先ほど申しましたように、教員にも言えないケースについては、教員へつなぐ作業が必要ですし、最も重要なのは、ここに至る手前の基本的な対人関係のスキルアップをどうしていくか。そもそもベースができていない子どもたちなので、そこにどうやって対応していくかということをおもは腐心しているというところでもあります。

また、セーフティ教室等を行って、情報提供・啓発活動も学校では行っております。

それから、心と体のアンケートとか、携帯ネットの困り事アンケートというような形で実際調査をして、その後のケアをするということもさせていただいております。

私どもスクールカウンセラーは大抵、広報活動の一環としてカウンセラー便りというのを出版させていただいているのですけれども、そういったものを通じて啓発的な活動をしている場合もあります。

以上の結果を踏まえまして、末端にいる私どもから、もし政府でやっていただければという要望としては、以下の5点を書かせていただきました。

まず、先生方が、学校裏サイトですとか、生徒たちのプロフの書き込みを、すべてをモニターするということは到底無理ですので、モニターする労力を最低限にする措置をお願いしたいと思います。

それから、加害・被害関係が生じた際に、加害者が特定できないと指導に大変困る場合があります。ですので、できれば確定ができるような制度ができればいいなと考えております。

それから、必要なときに必要な情報が簡単に入手できる条件整備と書きましたが、先生方の業務内容が大変大きくて、事インターネット絡みの問題が起こったときに初めて、すわ大変ということになりまして、情報を探すのですが、なかなかアクセスできないということもありますので、そのときに整備していただけたらありがたいなと思います。最近随分できているようなので、ありがたいと思っております。

それから、予防啓発に関する教材と講師の派遣などの予算措置と人材確保です。現場ではこれは厳しい状況ですので、是非よろしくお願いしたいと思います。

それから、複数の相談体制の充実なのですが、校内では、先生以外にはスクールカウンセラーということになりますけれども、それ以外の、地域の中とかという場所で、子どもたちの声を拾いやすい形を複数つくっておかなければ、1か所では無理かなと思います。スクールカウンセラーのところには来ないタイプの子もおります。校内では、養護教諭、また図書館司書の先生とかとすみ分けをしておりますけれども、学校の中では絶対言いたくないという生徒もおりますので、地域の中でも、こういったものが複数用意されていると、情報が拾いやすいのかなというふうに考えております。

以上、早口で申し上げましたが、私の御報告を終わらせていただきます。

清水座長 植山委員、どうもありがとうございました。

続きまして、尾花委員、お願いいたします。

尾花委員 尾花でございます。よろしくお願いいたします。

(P P)

それでは、私の方からは、実際に中学、高校、あるいは教育委員会等でお話ししている内容、各種シンポジウムでお話ししている内容、それから、自治体等で御相談を受けたときに細かなアドバイスを差し上げているような内容の中から、要点部分をご紹介します。お手元に配らせていただきましたのは、2～3時間のセミナーができる資料になっておりますので、割愛させていただくページについては後ほどゆっくりごらんいただければと思います。

タイトルを「青少年を守り・育てるインターネット環境」として、「責任回避をせず、みんなでデジタルネイティブたちと向き合おう」というサブタイトルを掲げさせていただいたのには理由があります。

みなさんあまり認識していらっしゃらないかもしれませんが、『デジタルネイティブ』といわれている人たちは、もう既に社会人として活動をしています。今の20代以下はパソコンがなかった頃には生まれていなかった世代で、彼らは生活の中でごくごく普通にデジタルツールを使ってきた世代なのです。ところが、そういった現状に即した情報教育環境はまったくと言っていいほど整っていないという大きな問題を日本は抱えています。

例えば、今日の資料もですが、先週末、パワーポイントのファイルがそのまま添付されたメールが関係各位宛に配信されて、ビックリしました。PDFへの変換もされていない生データ、配布許可の問合せもないままに送ったものが、配ってしまうようなことは、ネット環境を考えるいいと言われる前にどーんと配られてしまったりとか、これは逆に、こういう検討会を運営する側の行動をやっている内閣府さんとしては絶対にNGです。でももあってはいけないことですし、そういう細かなことが、実は、プライベートでフル活用し使ってきた世代に対して、仕事で活用する際に必要な知識やノウハウを教わる場がきちんと教育されていないという、日本の大きな現状を考えれば、起こるべくして起きたことと言えるのではないのでしょうかがすごく問題になっています。

大学生にしても同様、レポート提出で必要なノウハウを高校では教わってこないの、やり方がわからず困っている学生も多いようです。高校では、大学でどういう使い方をするのか、そのための準備として何を教えておくべきかがわからないので、教科書のとおり教えるにとどまっているのです。大学に行かずに社会に出る生徒もいるわけですから、高校の情報課程では、大学生や社会人になるために必要な情報リテラシーを教えなければ意味がありません。それができていないから、デジタルネイティブが社会に出てからは、セキュリティを守れなかったのは、ブログやメールなど“人の言動から”だったというケースが増えてしまっているのが現状です。

インターネット環境を整えるにあたり、もちろん、子どもたちの安全が一番なのですが、それだけにとどまらず、将来、日本を担ってくれる今の青少年たち全体を視野に入れてお話を進めてまいりたいと思っております。

(P P)

今の高校生の実態を理解するうえで、とても面白い記事が毎日新聞に掲載されていたので、資料にはありませんが読ませていただきます。

「後で職員室において」。山口県下関市の県立高校女性教師(32歳)は、階段でケータイを見ていた女子生徒のケータイを取り上げた。学校に持ち込めば1週間の没収だ。放課後、生徒は女友達4~5人とともにあらわれた。「ケータイがなかったら彼氏に振られてしまう。終わってしまう。」目に涙がにじんでいる。「没収されたって言えばいいじゃない」そう説いても「無理!無理!」と声を振り絞る。「時間見ただけだから許してあげて」友達も口々に訴える。自分が女子生徒をいじめている極悪人のように思えてきた。

東京のような大都市ではなく下関の県立高校の話ですから、どこの地域の高校でも普通にこういったことが起きているのがお分かりいただけるでしょう。デジタルネイティブにとっての携帯電話は、生活の中に自然に存在していて、もはや自分の体の一部のような感覚となっているようです。

(P P)

社会人、大学生、高校生の次は、中学生ですね。プロフやリアルといった、子どもたちが携帯電話から発信しているページ等について気になるところだと思いますので、まずは、その実情をご紹介します。我が家には、現在中学校3年生の女の子がいますので、その使い方を例にお話ししていきます。

これは、お手元の資料にはないページですのでスクリーンをご覧ください。右側が学校のお友達用のプロフ、左側がジャニーズファンのお友達用のプロフです。どちらも前略プロフなのですが全く別のプロフで関係性はなく、リンクもしていないので、ごくごく限られた内輪の仲のいい友達しか、この2つの行き来をすることはありません。ネット上では人格を分ける子もいますが、両方とも素のままの同じ人格で、全く別な運営をされています。

右側の学校の友達用プロフですが、これには、皆さんも名前ぐらひは聞いたことがあると思うのですが、“リアル”と呼ばれる「リアルタイムのブログ」が繋がっています。「おふるに入るからメールは後で」とか「これから塾に行ってきた〜す」「今、コンサート終わったよ、最高!」といった実況中継のようなことを書くブログが“リアル”なのですが、女の子たちの間で今一番はやっている『chip!!』のリアルを使っています。『前略プロフ』のプロフプラス『chip!!』のリアルという組み合わせで使うのが、今の女子中学生・高校

生のスタンダードのようです。

『chip!!』が提供するサービスはいくつかあって、その一つに“リンク”があります。企業サイトのリンクページと同じような“お友達リンク”のページが、簡単に作れるサービスで、このリンクには、仲のいい友達のリアルがリストアップされています。

こういった仕事をしている私が母親ですので、娘自身は個人を特定できる情報は書かないように気をつけているのですが、問題なのは、リンクのリストにある友達のリアルです。友達のリアルの自己紹介部分には、正式名称で所在地までしっかりと書かれた学校名があったのです。リンクで繋がっている先に学校名をはじめとする個人情報書かれていては娘がどれだけ気をつけて書いていても、何の意味もないですよ。これが、1つの傾向であるということを知っていただきたいと思います。

この事実を知らせた直後、娘は『chip!!』のリアル以外のサービス利用を全部止めたので、友達へのリンクページもなくなりました。ですから、最近になって娘のリアルを訪れた人が、どこの学校の生徒かを知ることはないでしょう。

では、なぜ娘の友達は平気で学校名を書いているのだと思われませんか？先ほど申し上げましたように、右側は学校のお友達同士でやりとりをするために作ったプロフ、リアルだからです。学校の友達相手のコミュニケーションだから、学校名を書いても支障がないという単純な発想なのです。友達ではない第三者も見ることができるものなんだという感覚が全くないのです。

片や、学校とは全く関係ない、趣味で繋がった外の人との交流をしている左側のジャニーズ系のプロフですが、こちらは本名とは全く繋がらないペンネームで運営しています。また、携帯絵文字・デコメ対応のメールマガジンが配信できることから、女子中高生、特にアイドルが大好きな女の子たちの中でとてもはやっている『sweet マガジン』というものがあって、「スイマガ」の愛称で親しまれているのですが、娘はここでメルマガを発行しているようです。左側のジャニーズ系プロフのリンクから見つけたのですが、読者数200余り、視聴率90%程度の数字が挙がっていて、私もびっくりしました。この中では、例えば、「×日のコンサートチケットありませんか？」や「グッズ譲ります」といった情報から、「　　くん誕生日おめでとー」といったファンらしいメッセージまで、他愛もない内容をメルマガ化して配信しているのです。

プロフもメルマガも、サブアドレスを作ってそれを登録しておいて、本来使っているメールアドレスや携帯番号などは、一切出していないのでいいのですが、このメルマガに「この情報を載せて！」と頼まれる文章の中に、自分のメールアドレスを入れて、ここに連絡するようになっているケースも実際にたくさんあるそうで、娘は「何かがあったら困るから、本当のアドレスや連絡先を書いてあるのは全部断っている」というふうに言っていました。誰でも自由に登録できる何百人にも配信されるメールマガジンであっても、「読者はみんなジャニーズファンの女の子」という感覚でしかない無用心さが実感できますね。

プロフやリアルを使い分け、メルマガまで配信している娘のような使い方しているの

が女子中高生の全員というわけではありません。多分、ピラミッド構造でいうと上から3分の1ぐらいの女の子たちの使い方だとは思いますが、今の小学生の親御さんたちは、パソコンや携帯電話をプライベートで使っていた世代になってきていますので、こういう使い方をする中学生が普通になる時代、あるいは小学生でもこんな使い方をする子どもたちがこれから増えてくるかもしれないという気がいたします。実際、プロフモリアルだけでなくスイマガも、すでに小学生ユーザーはいますから、「仲間だけだから大丈夫」という甘い感覚は間違っていることを早く伝えなければならないと痛感します。以上が、使用方の現状と、危機管理意識の低さの実態のご紹介でした。

(P P)

さて、お手元の資料に戻って話を続けさせていただきます。これは、大人の方たちには必ず意識していただきたいこととお話ししているチャートです。このところ、世界的に経済が悪化しているの、さすがにそうでもなくなっているとは思いますが、これまで、日本の経済は右肩上がりで、企業も業績は上がっていくものだと信じられていました。でも、人口の減少を考えれば経済は下降せざるをえないのはわかりますよね。国民1人当たりの経済効果が変わらなければ、下がっていくに決まっているのです。日本の経済を安定させるためには、働き手1人あたりの生産性を上げなければダメで、効率とクオリティをアップし、距離と時間を短縮しなければなりません。ITツールをいかに巧みに活用できるかが、これからの将来の大人の肝になるのです。また、これからの時代、ITツールがなければできないこともますます増えるでしょう。ですから、一般の企業の人たちや、経営者の方たち向けにも、「未来のあなたたちの会社を支える人材なので、何とかしましょう！」というお話をしているのです。

では、日本の将来を担う子どもたちが、世代的にどういう環境になっているかという、次の表になります。ここで、みなさんと世代感を共有したいと思います。

(P P)

御存じの方も多いと思いますが、日本の市場に16ビットパソコンが登場したのは1981年です。ということは、現在社会に出て4年生、5年生といった、中堅どころに差しかかっている若い青年たちも、パソコンのなかった時代には生きていないデジタルネイティブなのです。

私自身は、ちょうどこの時代に新社会人になった人間です。私と同世代の人たち、1980年代前半に社会に出た人たちはみな、会社に入って、ビジネスの道具としてパソコンを教わり、使ってきました。ビジネスツールとして使い始めた世代ですから、とてもお行儀がいい使い方をします。この時代に生まれた人たちは、先ほど申し上げましたように20代の社会人です。

80年代の後半に携帯電話の原型の携帯型ショルダーホンが登場しました。この時社会人になった人たちは40年代の前半、生まれた人たちは大体、今の大学生です。

さて、時は平成に変わり、日本のインターネットの商用化が1991年ぐらいに始まりまし

た。91年に生まれた長男が4月から高校3年生ですので、1990年代前半生まれの世代は、今、中学生、高校生となります。パソコンや携帯電話だけでなく、インターネットのなかった時代も全く知らない世代。物心ついたときには、お母さんはケータイで電話をしているという世代が中学生、高校生なのです。

そして、1995年にインターネット環境が標準装備されたパソコンが登場し、1996年には学校インターネット導入が開始されます。1990年代後半に生まれた子たちは既に小学生で、学校の勉強の中でインターネットを使うのは特別なことではなく、学校でも家庭でも当たり前のようにネットを毎日見て育っている子どもたちです。この頃に新社会人になったのは30代前半となります。

ということで、40代以下の世代が一巡しました。親子の年齢差はまちまちなのでおおまかにですが、40代後半の世代と中高生が親子、40代前半の世代と小中学生が親子という感じでしょうか。

30代以上の人たちは、どこのタイミングでITツールに出会ったかはばらばらですが、20代の新社会人以下の世代との大きなギャップがあります。それは、デジタルネイティブ世代か、デジタルが後発的に出てきた文化である世代か、という違いです。

この世代の違いによる感覚のギャップは、どうしても埋められません。教育現場であろうと、家庭であろうと、地方自治体であろうと、企業の中であろうと、どこであろうと、さまざまな世代がぐちゃぐちゃに混ざっていますよね。例えば、50代の管理職に、30代後半の、大学でのレポート提出にワープロを使った世代のスタッフがいたりするわけです。世代の違う人たちの感覚はお互いにわからないから、さまざまな問題が起きているのだと考えられます。

(P P)

では、どういう問題が起きているか、子どもたちの現状に話をシフトします。これは昨年3月に発表された日本PTA全国協議会の意識調査からピックアップしたものです。これで見ると、保護者の方の意識は、有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングサービスなどの普及を図ってほしい、携帯会社に子どもに有害な情報を流させない仕組みの構築をしてほしいというようなものが70%、60%で大きく、このアンケートの数値からだけ判断すれば、少々依存度が強いような印象も否めません。

3番目に、携帯電話の在り方について保護者の理解や議論を深めていくこともしたい。4番目、販売店・代理店に、子どもが使用する場合、フィルタリングなどの説明をするように求めること。次いで、国や地方公共団体に有害情報対策の強化、学校における情報モラル教育や、警察と連携した非行防止等の啓発活動を充実させていくことという順になっています。

この検討会ではたびたび、フィルタリングに関する話題が挙がっています。私はEMAの理事もやっておりますが、フィルタリングの義務云々の前に、大変大きな問題があることに皆さんお気づきでしょうか。親の名前で携帯電話を契約すれば、登録されているのは

18歳以上の名前となりますから、フィルタリングの義務から外れてしまうのです。現在、18歳未満が実際に利用している携帯電話のうち、保護者名の契約数は全く把握されていません。また、フィルタリングが義務化された以降も、保護者が契約して子どもに使わせるケースを見分ける術はないのです。

銀行の口座と同じように、携帯電話の利用者本人が保護者同伴で来店し、保険証などによる年齢確認をしてから契約を義務付けない限り、フィルタリングの徹底はできないわけです。フィルタリングを嫌がる子どもに押し切られ、子どもを同伴せずに保護者が自分で使うかのように契約をすれば、見抜くことはできません。銀行口座と違って、大人は何台でも購入できてしまいますから、18歳未満であることが証明できれば一定の割引を適用するなどの工夫がなければ徹底できないかもしれません。

ですが、とにかく家庭では利用者本人の名前で登録をするように努め、国のような公のところは、利用者確認のために保険証等の提示を義務づけるようにという通達等を出し、モバイルを販売する企業では、先にも述べましたように、学割が適用されますから、保護者名の携帯電話を子どもさんが利用している場合は本人の名義に書き換えてくださいというふうの実態把握に努める、というような取り組みが不可欠ではないでしょうか。

要するに、家庭だけ、学校だけ、国だけ、企業だけでは全くできない、そういう時代になってきているのであって、フィルタリングの義務という一言で片づければ済むという問題ではないんだということを、皆さんに共通認識としてぜひ持っていただきたいと思っています。

その辺のことも踏まえてこの表を見ると、なかなか深いなと、お母さんたちも「家庭だけが努力してもだめ」と考えているかもしれないなという気もしてきます。

(P P)

次の表は、保護者とお子さんの意識の違いをご紹介するために用意させていただきました。同じPTA全国協議会のデータでご覧いただきます。

では、顕著に数値の違いがでているところを見ましょう。中学2年生の携帯電話・PHSを使用する時間の長さについて、ルールがあると答えている親御さんは44.7%いますが、お子さんは10.8%しかいません。同じ御家庭の親子なのです。なぜこんな違いができるか、皆さん、想像できますか。頭を少し働かせないと、この問題は解けないのです。

実は、親は、買い与えるときにお約束をします。ルールを守ると約束して買ってあげた、すなわち約束の上に購入が成り立っているのだから、約束があるというふうに考えます。ところが、お子さんは、日々注意されないため、ルールはないものだと思っているのです。御家庭でのルールが必要だ、大切だ、というお話はいくどもしてまいりましたし、国としてもそれを推奨して下さっているように感じていますけれども、ルールというのは日々守られてこそであって、違反したら守るよう注意されなければ意識しなくなります。守らなくても正されないようなルールだから、こういうふうな意識の差になってしまうのです。親は、目の前で違反していなければ守っていると思っている、子どもは勝手な使い方をし

ていても細かく注意されないのルールはなくなっていると思っているというように、認識の差が出てしまうルールでは意味がないのです。

(P P)

お時間がないので、中身は後でお読みいただければと思いますが、どうしても1つだけキーポイントとしてお伝えしたいことがあります。今の小中高校生の親は、ケータイが当たり前の時代の子育て経験しかない世代だということです。要するに、ケータイがなかった時代は、学校に行く前に、帰宅するまでに必要なことは全部伝えておかないと大変なことになるというふうに思って日々子育てをしていましたが、ケータイがあって当たり前の時代の親御さんは、残念ながらそうは思わないのです。例えば、子どもと待ち合わせをするとき、ケータイを持たせているからちょっと遅れても連絡すれば大丈夫、待ち合わせ場所にいなくてもケータイに電話をすれば呼び戻せる、という感覚です。こういった親御さんが大多数だという現実を受け入れなくては、問題は解決しないのです。

その他、子どもとのコミュニケーションの問題とか、いろいろありますけれども、私がここで強調してお伝えしたいのは、御家庭と学校と地域が意識と情報の共有をしなければ全く意味がないということです。

それぞれの御家庭でルールを決めました。電話やメールの時間について、Aちゃんの家は9時まで、Bちゃんの家は10時までになったとしましょう。もし、AちゃんとBちゃんが親友だったら、1時間のタイムラグが発生して、けんかになってしまうかもしれません。学校でみんなの御家庭のルールを持ち寄って、「小学校3年生の君たちは9時までにしよう」とか「早い時間のほうに合わせてあげるようにしよう」など、学校で1つのルールにまとめ上げていかないと、せっかくのルールがもめごとの原因になってしまう可能性も大きいのです。ネットワークは友達みんなにつながっているわけですから、各ご家庭にルールを任せっ切りにしてはいけません。まずは、家庭でルールをつくる。ルールをつくったら持ってきてもらって、参観日などを利用して生徒に発表させ、保護者にも子どもにも、教室にいる全員の共通認識にするという取り組みが学校の方にも必要です。もちろん、一生懸命親子で話し合っ規則を決めるという御家庭の取り組みも必要。そういう機会が不可欠な時代ですから学校も家庭も一緒にやりましょう、ということを伝える地域の教育委員会の協力も勿論必要になります。ネットワークで繋がっているからこそ個々の努力ではダメ、地域・学校・家庭がそれぞれの立場で取り組まなければいけないのに、どこかに任せっ切りにしているから問題が沈静化しないままなのではないかと、私はそう思っています。

(P P)

この後の資料は、子どもたちのインターネット環境づくりのために大人に知っていてほしいことをまとめたものです。大人たちに最低減必要な基礎知識は、実はこの3ページ分に書いてある程度のことなのです。先週、あるワークショップがありまして、そこで高等学校の校長先生が言った、すごくすばらしい話があったので、一言御紹介させていただきます

たいと思います。

先ほども「リアル」とか「スイマガ」とか、聞きなれない言葉がいっぱい出てきたと思いますが、こういった旬な実態を追いかけているのは私一人でも十分なのです。コマはものすごく高速回転をしています、軸がしっかりしていればきちんと回ります。どんなに高いスピードで回っているものでも、軸さえぶれていなければ対応できるのです。反対に、どんなに回しやすいコマでも、軸がぶれていたら絶対に回りません。インターネットも同じで、きちんとした軸の部分を教えれば、そんなに細かいところまで手出し足出しして教えなくても大丈夫。例えば、人の心の問題とか、自分の言葉にはきちんと責任を持つこととか、誰が見ているかわからないから個人情報を書かないとか、そういった基軸になる部分をきちっと指導していけば問題はないのであって、子どもの使い方のはやりなどはつぶさにわからなくてもいいのでは？というお話しでした。その“基軸になる部分”として、この3ページに書かせていただいたことをどこの学校に行ってもお話をさせていただいておりますので、参考にしてみてください。

(P P)

そして、大人と子どもで、新聞やニュースで見聞きしたことを是非話し合えましょう！とお薦めしています。学活の時間などを利用して、先生が前日のニュースで見た旬な話題で「ネットで匿名を使ってもIPアドレスで誰が書いたか分かるんだね、みんなどう思う？」というような話をするだけで子どもの意識は変わってきます。情報リテラシー教育といっても、具体的なカリキュラムがなければ先生たちも世代のギャップをどう埋めていかかわからないというのが現状だと思います。であれば、身近なニュースで話し合いを試みるのが、どの世代の先生にもできる方法なのです。(P P)

具体例として、小学生がやれるかるたや、中学生向けの読解力向上のドリルを、資料として御紹介させていただきましたので後ほどご覧ください。

(P P)

ルールづくりの例としては、東京都のファミリールールの1ページを抜粋してご紹介させていただきました。これには、ゲームのルールも含まれています。ケータイ、インターネット、ゲーム、全部を含めて御家庭でルールづくりをしましょう。そうすると、うちはケータイ持たせていないから、そんなものは知らないというご家庭もなくなります。

(P P)

とにかく。みんなで情報・状況・意識を共有し、ルールを決め、決められたルールをきちんと守りながら、「ネットワークはみんなにつながっているんだから、みんなで取組をしていこう」という方向に持っていけなければ、多分、この法案が施行されても、この先どんな条例が出て、全く意味のないものと化してしまうと思っております。

ということで、大変長くなりましたが、私のお話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後の清原委員、お願いします。

清原委員 皆様、こんにちは。今日は御報告の機会を与えていただきましてありがとうございます。

(P P)

インターネットの健全な青少年による利用ということを考えていく上で、さまざまな論点があるかと思えますけれども、今日は10分程度でという時間の制約がございますので、私といたしましては、三鷹市の事例から、特に携帯電話利用に関する課題解決に向けた取組について御報告をさせていただきます。

携帯電話、あるいはパソコンによって利用できるインターネットの世界は優れた部分がございますので、それを有効に活用していくということと、負の部分の解決に向けた協働の取組ということが重要だと考えます。

(P P)

三鷹市では、地域情報化施策というものを進めておりますけれども、既に1980年代には、当時、全世界でも初めて光ファイバーを敷設した市として、旧電電公社がNTTに変わる時に、教育分野では、テレビ電話を利用した遠隔授業や遠隔社会教育の実験をした実践の経験を持っています。

併せて1990年代には、学校インターネット及びイントラネットを導入しまして、同じく光ファイバーを活用した高速のインターネットの利用環境を学校の中で確立してきています。また、地域社会では、SOHO-CITYみたかの取組や、ICT利用実験の推進を図ってきました。

こうした経験を踏まえまして、2007年の5月に「三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進基本方針」を策定し、その推進を行っているところです。

さて、学校教育におけるインターネットの利用に関しましては、今、御紹介しましたように、三鷹市では90年代から取組をしていますとともに、いわゆる「インターネットの利用に関するモラル」の問題でありますとか、あるいは子どもたちによる「ICTを活用したプレゼンテーション」技能の習得についての取組でありますとか、教育委員会において、文部科学省の指定をいただくなど、カリキュラム開発等の実践を積み重ねてまいりました。今日は、こうした学校教育の現場ではなくて、むしろ青少年を取り巻く地域社会や、私たち自治体のその他の取組について御紹介をいたします。

(P P)

このユビキタス・コミュニティ推進の基本方針については、資料をごらんいただければ、左側にありますように、三鷹市では小中一貫教育を進めておりますので、学校教育における情報通信技術利用環境の整備と活用には力を入れております。

また、図書館においては、ICタグを活用して、検索から予約、そして貸し出しまで、市民がお1人おひとり、自分自身でできるような手続システムの整備も完成し、今年の1月からサービスを提供しているところです。

(P P)

さて、もう一つの活用方法があります。それは、携帯電話のGPS機能を利用して、保護者が電子地図上に設定したポイントを児童が通過すると、その旨のメールが届くシステムのモデル実験です。これは、子どもたちも、例えば、学童保育所とか塾とか、家との通学以外にもその経路でいろいろ立ち寄るケースがあります。そのときに保護者のニーズは、子どもたちの居場所を確認したい、安全確認をしたいということで、携帯電話のGPS機能を利用した取組について、応募型のモデル実験をいたしましたところ、約100組の親子が参加していただき、6割の保護者は位置通知が便利と回答され、5割強の保護者が自費でも利用したいということで、モデル実験終了後の現在も自費で利用されている方が増えています。

(P P)

また、携帯電話への緊急地震速報や災害警報の通知も可能でございます。NTTドコモさんの「エリア・メール」を利用した取組を昨年12月から始めているところです。これは、NTTドコモさんの機種で、最近では大半になってきておりますけれども、何の登録もしなくても三鷹市の地域内にいらっしゃる方に対しては、緊急時の地震速報や災害警報を通知することができる仕組みを利用するものです。利用者は費用がかからず、無料で受信できるという仕組みです。これにつきましては、現在、三鷹市の人口は約17万9,000人でございますが、想定の利用者数は約1万7,000人ということで、1割の皆様の御利用を想定して始めましたが、ソフトバンクさんやauさんも近々類似したサービスを開始されるということですので、どの機種であれこのような仕組みでいざというときの案内をしたいと考えています。

(P P)

また、平成16年4月1日に市の生活環境部に安全安心課を開設いたしまして、三鷹警察署、三鷹消防署等と連携をして、三鷹市及び三鷹市教育委員会は安全安心メールの発信サービスを行っております。これは、携帯電話、あるいはパソコンのメール機能を利用したもので、不審者が出た場合、あるいは何らかの犯罪が発生した場合、あるいは検挙された場合などについて情報を発信しているものですが、今年になりましてから検挙事例などが増えたために件数が増えているものです。

(P P)

また、社会的な取組としては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」という議員立法で成立された法律を契機に、民間が是非「安心ネットづくり」を始めようということで、「安心ネットづくり促進協議会」を設立する準備を進めております。これは2月27日に設立予定でございます。インターネットの利用環境整備に関する知見を集約して、企業や地方の取組を収集・紹介して、アイデアの共有と議論の場の提供をするものです。

(P P)

実は、こちらのメンバーでもいらっしゃるPTA全国協議会会長の曾我様や、あるいは高等学校のPTA連合会会長の高橋様、そして私も発起人をさせていただいています。

(P P)

さて、地域で、学校以外で、どのような青少年の健全育成を推進する取組があるかということで御紹介しますと、三鷹市では、多様な青少年健全育成団体が活発な活動をしており、先ほどの安全安心メールの配信もそうですが、地域でどこが危険で、どこが暗がりが多いので、1人では遊ばない方がいいというようなことを、「地域安全マップ」という形で作成し、これを子どもたちとともに現場を歩きながら点検し、更に強化をしてもらう取組なども平成17年から始めています。

また、全小学校に「学校安全推進員(スクール・エンジェルズ)」を配置しまして、特に登下校、あるいは学校に子どもたちがいる間も教職員以外の見守りがなされるようにと、人の配置をしています。

また、全小中学校、保育園に防犯カメラを設置するとともに、小学校1年生から中学3年生までの全児童生徒に防犯ブザーの貸与などを行っているところです。

(P P)

更に、先ほど青少年健全育成団体が多様だと申し上げましたが、ここに列挙したような組織が三鷹市では活発に活動しています。青少年問題協議会を代表として、小学校区15校ありますが、全小学校区に三鷹市の青少年対策地区委員会があり、また、交通安全対策の地区委員会もあります。また、公立学校のPTA連合会があり、最近では、放課後の子どもたちの生活を保障するボランティアの皆様の活躍による地域子どもクラブの実施委員会などがあります。

これらは、子どもたちの学校外の活動を学校の教育と連携し合いながら健全なものにするために取組を進めていただいているわけですが、特にこれらの青少年育成団体は、学校現場や行政機関からの事例報告を受けながら、現状と実態を共有化し、そこで明らかになっている対策を検討し、具体的な事業の実施まで進めていただいているものです。

(P P)

例えば、1つの例ですけれども、毎年、成人の日には成人を祝福する集いを行っておりまして、これは当該の年に成人を迎える青年の皆さんや、あるいは最近青年になった方の実行委員会で事業をしていただいておりますが、このときには青少年委員さんも大人としてかわりながら、新成人の自立性を支援した事業をしていただいております。

また、つい先ごろの土曜日、日曜日も、各地域では、さまざまな青少年育成団体の取組が盛んで、ある小学校では、6年生の卒業を祝う餅つき大会を、PTA、青少年対策地区委員会、交通安全対策地区委員会などが共催でされているので、父親も母親も祖父母も参加するような事業になっています。

また、各小学校では、最近、「おやじの会」、「父親の会」という組織がほとんどの小学校でできてきておりまして、保護者も改めて男女平等参画となっているような傾向があ

ります。

(P P)

そこで、最後に事例を1つ御紹介いたします。今日、お手元にお配りいたしました黄色い冊子は、まだ案の段階でございますけれども、三鷹市青少年問題協議会が今年度、重点的な年間目標を「携帯電話やインターネットの利用方法について考える」としたことから、具体的に青少年問題協議会の全員が、大人のための携帯安全教室も受講し、青少年の安全な携帯電話利用方策等を積極的に検討する中から、1つの成果物としてつくられているものです。最終的な確認をして、今年度末とりまとめ、来年度早々には保護者向けのパンフレットとして、「家庭でできるケータイ安全対策」を配布する予定です。

先ほどの委員さんも御紹介されましたように、学校現場でスクールカウンセラーの方が本当に生々しい、ケータイ世代、インターネット世代ならではのさまざまな問題に対応してくださっています。三鷹市でもスクールカウンセラーには活躍をしていただいておりますが、そのような内容も反映しております。

また、多様な世代が存在するだけでなく、多様なメディア経験をしている世代がともに生きている現在、携帯電話の使い方、通話ではなくて、インターネット利用をメインとしている青少年には追いついていけない保護者が多々いることも事実です。そこで、先ほどの委員さんも問題提起されましたような、いかに家庭でケータイ安全対策ができるかということの御支援にしたいということで、青少年協議会がまとめたものです。

1ページ目をごらんいただきますと、「ケータイを子どもに持たせたのはだれですか？多くは保護者(家庭)です。ケータイについての認識度を確認し、トラブルについて知り、そして保護者の役割を考え、利用するためのルールをつくり、トラブルを起こさないための機能設定をし、トラブルの際の相談先・解決先を知り、そして何よりも大切な日ごろからの家庭内のコミュニケーションについて固めていきましょう」と表現しています。

2ページ目を見ていただくと、「チェックリスト」、そして「トラブルについての事例」、更には「Q & A」を書かせていただき、最後には「ケータイのトラブルの際の相談先・解決先」を例示することによって、大人がケータイを子どもに持たせるときに、主体的な責任を持っているということ、また、子どもの自立的な携帯電話の利用、インターネットの利用を支援するための家庭の教育力、そして地域の子どもたちへの支援力、自立支援力といたしましょうか、そういうものを高めるために、こうした青少年の健全育成を司るさまざまな団体が気持ちを1つにして、今年度は特に青少年問題協議会の取組として実施することができました。

(P P)

時間になりましたので、最後にまとめをさせていただきます。携帯電話の「光」を生かし、「影」を防ぐ協働の取組ということですが、携帯電話の普及は不可避です。そこで、携帯電話の優れた部分を有効活用するために、適切な利用方法についての学習と倫理の確立が必要です。同時に、携帯電話の「負」の部分を明確にし、それを避け、被害を防止す

ることが教育課題であります。しかし、それは学校教育の課題であるにとどまりません。子ども、保護者、地域社会、行政の協働による課題解決の取組により、家庭教育を支援し、地域社会の教育力を生かし、行政も教育委員会だけに子どもたちのことをお任せするのではなくて、青少年の問題については市長部局も一体となって取り組んでいく、そのような在り方が今回の計画で整理されれば幸いだと思えます。

以上で報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

清水座長 清原委員、どうもありがとうございました。

3人の委員から発表いただいて、御質問もあろうかと思えますけれども、後ほどの議論の中でお願いできればと思えます。

次に、議題4の「その他の青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための主な施策について」事務局から御説明をお願いします。

小島参事官 それでは、事務局より説明させていただきます。資料6をごらんいただきたいと思えます。その他の主な施策についての政府の取組ということでございまして、4点を記載させていただいております。

まず(1)でございますけれども、インターネット上の違法な情報等については、大人が子どもを食い物にするような、子どもが被害になるような犯罪が大変多うございますので、そういう意味では、子どもを守るためにサイバー犯罪の取締りを適切に推進する。そのための取締りの体制とか、事業者との関係の構築ということも大変重要だということでございます。

それから、再犯、模倣犯というのもございますので、サイバー犯罪を犯した者に対して厳格な科刑を行うのは大変重要なことでございますので、そういう実現を進めていくということでございます。

(2)は、違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進でございます。これは前回、委員の先生方からも御指摘ありましたけれども、インターネット・ホットラインセンターにおきまして、違法な情報についての削除依頼をしていくことは大変重要なことでございます。そのための体制の整備が今後必要であるということでございます。

また、今、出会い系とか会員制サイトにつきまして、サイバーパトロール業務の民間委託も進めておりますので、こういうものも積極的に進めていきたいというふうに考えております。

最後に、児童ポルノの関係につきましては、諸外国におきましてはブロッキングと言われているような、一律に閲覧ができなくなるような技術もできておりますので、それにつきまして、閲覧防止策の検討を事業者、民間団体等において行っていただいている、検討していただいているということに対する支援を進めているところでございます。

(3)でございますけれども、学校等においても色々な相談の体制を構築していると思えますけれども、それ以外にも、保護者とか先生に相談しにくいような相談につきまして、子どもが相談しやすいような体制も、そこに例示がございまして、そのような形で

進めている。また、その相談におきましては、やはり削除等の対応をしてほしいというのがありますので、その助言とか、また、削除の要請をするというような活動も進めているところでございます。

最後の（４）でございますけれども、迷惑メール対策でございます。一方的に送信されてきます迷惑メールの中には、出会い系サイトとかアダルトサイトのような広告、宣伝メールが大半を占めているということがございます。そういうものに青少年が誘導されてしまうという恐れもありますので、昨年改正されました特定電子メール法とか、特定商取引法に基づく規制をしっかりとやるか、あとは事業者等による技術的な対策を進めるということと、こういう問題については国境を超えた問題ですので、国際的な連携をする。

また、チェーンメールの話につきましては、先ほど植山先生の方から話をされておりましたけれども、そういうものに対する啓発活動を積極的に進めていくということでございます。

以上でございます。

清水座長 どうもありがとうございました。

御意見、御質問もあろうかと思いますが、最後に意見交換の時間を取りたいと思いますので、そのときをお願いしたいと思います。

本日は、議題５につきまして、特に御意見をいただきたいところでございます。この議題は「青少年のインターネット環境の整備に関する計画に盛り込むべき主な事項案」でございます。この検討会がまとめる骨子になりますので、御説明を事務局からいただきますが、ページ数が多いものですので、事項案を４つに分けて御説明いただいて、それぞれにつきまして御意見をいただきたいと思います。それでは、最初のところをお願いします。

小島参事官 それでは、事務局から御説明申し上げたいと思います。

資料７と資料８をごらんいただきたいと思います。資料７が全体がわかる概要を示したものでございまして、資料８につきましては、その内容でございます。両方とも参照していただきながらごらんいただければと思います。

また、資料８につきましては、各項目の下に、今まで委員の皆様方の御意見等ございましたものを記載させていただいておりますので、併せてごらんいただければと思います。

まず、概要の方を見ていただければと思います。左側の方に、この計画、法律ができた経過も含めまして、背景、そして、基本理念というのは法律の中に規定されているものでございますけれども、３点ございます。それを踏まえまして基本的な方針。

右側に移りまして、教育・啓発、フィルタリングの性能向上及び利用の普及、民間団体等への支援というのが、項目としては一番大きな３つのものでございます。それから、先ほど説明いたしましたその他の施策、併せまして推進体制等という構成になっているところでございます。

それでは、資料８をごらんいただきたいと思います。まず、１ページ目に「背景等」を記載させていただいております。これにつきましては、まず、青少年のインターネットの

利用の状況、青少年の被害、また、青少年に与える影響につきまして記載した上で、この法律の制定と、この法律の計画の策定及び推進につきまして記載をさせていただいているところがございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。2ページ目、基本的な方針ということでございます。「1. 基本理念」と書いておりますけれども、これは法律の規定をそのまま書いているところがございます。これは法の3条に規定されているものでございますけれども、この計画を策定するに当たりましては、特に重要なものであるというふうに考えておりまして、その法律の規定を明記させていただいているということでございます。規定の中身については、その3つでございますので、ごらんいただければというふうに思います。

次に、その下の「2. 基本的な方針」でございます。これにつきましては、基本理念を踏まえまして基本的な方針をつくることと、特にインターネットの世界でございますけれども、技術的にも、また活用の方法等におきましても変化が著しいということから、このような変化に応じまして速やかに実態を把握するとともに、迅速な対応をすることを併せて基本として記載をさせていただこうというふうに考えております。

その上で、基本的な方針を4点としまして、青少年、保護者、事業者等及び一般国民という対象別に、政府として実施していく上での基本的な方向性を定めようというところでございます。

まず、一番先に青少年でございます。自立的かつ自主的に判断をしていくということが大変重要でございますので、それぞれの発達の段階に応じて教育・啓発を推進していくということで、これを方針にしたいと思っております。法律の中でも一番の大きな柱というふうになっております。

次に、保護者でございますけれども、青少年が誤った利用によって悪影響を受けないように、親自身がインターネットの利用を適切に管理ができるように啓発を進めていくことを2つ目の方針としたいというふうに考えております。

3つ目でございますけれども、事業者に関してでございます。法律も色々な義務等が書かれております。携帯電話、インターネットにつきましては、青少年にさまざまな情報を提供していることを十分理解いただいた上で、保護者のニーズに応じて、青少年に対しまして、こういう閲覧ができないような取組を促進させていくことを方針としたいと思っております。

最後でございますけれども、お子様がいらっしゃるとか、もう成人になられた方々もいらっしゃると思っておりますけれども、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするには、国民一人ひとりが取組をしていくことが大変重要だということで、具体的には、こういう有害情報を見つけたときの通報とか、色々な対応があると思っておりますので、それを政府として啓発を進めていくということを考えているところがございます。

以上でございます。

清水座長 4つに分けてと申しましたが、最初の4分の1の部分でございます。背景等、基本理念、基本的な方針、この点につきまして御意見をいただければと思います。どなたからでも結構です。

背景、基本理念、この辺は今までのことと思いますが、特に基本的な方針ということで、今、御説明ありましたように、青少年、保護者、事業者、国民、この4つに分けて基本的な方針をまとめるという案でございます。この点につきまして、いかがでしょうか。分け方と、その中に書いている点につきましてです。

清原先生。

清原委員 基本的な方針を4つにされているのはいいのですが、法律が「民主導での対応を」ということになっていきますので、私はあるべきなのか、ないべきなのか悩みながら発言しております。地方公共団体の仕事をしておりますので、国であれ、地方公共団体であれ、行政がこうした青少年、保護者、事業者、国民一人ひとりがこういう対応をできるような条件整備をするというか、そういう責任があると私などは認識しているのです。ただ、今回の法律が成立の在り方として、国民主導というか、民間主導というか、そういうことで成り立っていることを見ると、国がとか、地方公共団体がということが余り出ない方がいいのかなと思って、今、悩みながら発言しています。ただ、責任はある。だからこそ、この計画を政府がコーディネートされているのだし、それについては含まれていると認識して、基本的な方針の冒頭の、「政府においては、このようなことで、速やかな実態把握と迅速な対応が求められる」という表現となり、政府の中に幅広い意味で地方公共団体も入っているのかなと読み取ることでよろしいでしょうか。

殿川大臣官房審議官 その点、実は法律に書いてございまして、法律の第4条に「国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する」ということで、はっきり書いてございます。これを受けて、今回、子どもは政府としておりますけれども、地方公共団体ということでもた、色々な形でやっていただくということで期待されております。

清原委員 わかりました。ありがとうございました。

清水座長 ありがとうございました。非常に重要な御指摘をいただきました。

ほかにございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。

2番目の御説明をお願いいたします。

小島参事官 それでは、具体的な施策について、大きく分けますと3本の柱と、その他の施策でございますけれども、教育と啓発というのは大変大きな施策でございますので、これだけをまず御説明を申し上げたいと思います。

4ページ目でございますけれども、教育・啓発について、学校、社会、家庭、この3本柱による教育・啓発ということで、法律上もこの3つのところでの教育・啓発を重点的に

書いております。その上で、4番目の効果的な手法の開発等の研究支援等でございますが、これも法律上の規定がございまして、こういうことを進めていくということの項目でございます。最後の国民運動は、やはり社会全体で進めていくということで書かせていただいております。

4ページに戻っていただきたいと思いますが、まず、学校は青少年にとって活動の場の1つでございますので、学校における色々な教育・啓発ということで推進施策を考えております。まず、小さいときから、小学校から高校まで、いろいろと段階があると思っておりますけれども、それぞれのところにおいて教育が必要ということでございます。その中で、発達の段階に応じて、色々な情報技術の適切な活用指導、情報モラル教育を実施していくことが重要でございます。新学習指導要領がつくられておりますので、今後、学校における教育については、すべての小中高校等におきまして、青少年の発達段階に応じて、こういう情報モラル教育等を実施するというを最初に挙げさせていただいております。

その下でございますけれども、そのためには、先生等に対しましてバックアップをする仕組みが大変重要だということでございます。そういう指導体制の整備を2番目に書かせていただいて、特に平成23年までにはすべての教員が情報モラル等の指導をする能力を身につけるようにということで進めてまいるとございまして。

次のページでございますけれども、色々な啓発資料の作成とか、官民併せた啓発講座の推進ということもございまして、ここは保護者の関係でもありますけれども、学校における効果的な説明が大変重要だということでございまして、ここを進めていく。特に式典とか、色々なところで保護者の皆さん方が集まる場所において、効果的な啓発を進めるということを書いております。

最後に、その他でございます。「ネット上のいじめ」というのが学校においても大きな問題を占めているというのは、先ほどの先生方の御報告のとおりでございますので、その実態を把握をし、また、発生した後の学校における迅速な対応など、しっかりとした取組を行う必要があるということでございまして、そういう相談体制を含めて記載をさせていただいているところでございます。

2の社会教育でございます。これにつきましては、先ほど申し上げました色々な啓発講座によりまして、官民連携して実施をしていくこと、特にシンポジウムとかフォーラムとか、色々な場を通じて、こういう啓発活動を進めていくとともに、やはりインターネット上のものがございますので、ポータルサイト等を活用して、わかりやすく、利便性の高い情報提供を具体的に提供していくことが重要だというふうに考えているところでございます。

次のページでございますが、3の家庭の教育でございます。学校と並んで、子どものインターネット利用に当たりましては、家庭というのが大変重要な位置を占めるということでございます。保護者の皆様方にしっかりと啓発をしていくことが大変重要だというふうに考えているところでございます。啓発するにしても、しっかりと保護者の皆さん方にわ

かっていただく必要性があるということで、インターネット利用に際しての家庭のルールづくりとか、インターネットのトラブルとかの対処方法について啓発していくことが大変重要だというふうに考えているところでございます。

また、保護者が子どもの成長段階に応じましてインターネットの利用をコントロールできていく、いわゆるペアレントコントロールと言われておりますけれども、こういうことを周知し、かつ具体的にわかっていただいて、管理ができるようにしていく必要性があると考えております。

次のページの4につきましては、効果的な啓発の仕方が大変重要になってくると思いますので、紙だけではなく、色々な媒体を使って、しっかりとした広報・啓発をすとか、また、携帯電話等の購入時にわかりやすく効果的な啓発ができるような在り方とか、そういうものも検討していく必要性があるということで書いているところでございます。

最後に国民運動でございますけれども、社会ぐるみで、全体として効果的な啓発をしていくことが大変重要であるというふうに考えております。保護者や事業者のみならず、国民全体でしっかりとこういう問題に取り組んでいく必要性があるというふうに考えているところでございます。色々な月間等もございまして、そういう意味での広報啓発を進めるとともに、下の方に書いてありますけれども「チーム・マイナス6%」というように、これは地球温暖化防止の国民運動の例でありますけれども、先ほど清原先生からありましたけれども、安心ネットづくり協議会がこういうものの検討事項も挙げていらっしゃるということでございまして、こういうような活動をしっかりやっていくことも大変重要ではないかと考えているところでございます。

2の関係につきましては以上でございますけれども、学校の関係については、文部科学省さんの方におきまして、学校における携帯電話の取扱いについて、1月30日に調査結果の発表と併せまして、都道府県の教育委員会等に通知を出されているというふうに聞いております。これにつきましては、小中学校におきましても、校則で原則禁止しているということもありますので、その関係について明確にするように文書をなされたというふうに聞いております。これについては学校教育の円滑化ということも大きなものでございまして、実際には相当進んでいるということもございまして、改めてはこの中には盛り込んでいないということを併せて申し添えさせていただきます。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。

教育・啓発活動、非常に重要なところなのですが、これについて御意見をいただきたいと思っております。

どうぞ。

国分委員 1番目の教育・啓発の推進についてでございますが、4ページの下の方に「地域に専門家を派遣し指導主事や教員をサポートし」と書いてあります。この文章のトーンで言いますと、子どもたちや学校の先生たちの情報リテラシーを向上させるという趣旨の

ように思いますが、本日、植山委員の御発表にありますように、色々な学校において、子どもたちがインターネットを使った結果、様々なトラブルが発生したことが学校で認識される。保護者の方が気がつくということもありましょうし、学校の先生が気がつくということもありましょうが、とにかく学校で問題解決をしなければいけない。

その問題解決の際に、これも植山委員の御指摘のように、それを書いた人がだれかというのが、子どもたち向けのセミナーでは、IPアドレスでトレースバックすればわかるんだよという、多少脅かし気味の話をするのですけれども、実際にはわからない場合が多々あります。

それと、もう一つ辛いのは、削除要請をしても消してもらえないことがあるのです。そうすると、いじめの書き込みなどがずっと載ったままだし、だれが書いたかわからないということになって、そういうボールを抱えたまま、学校の先生たちは立ち往生してしまう。

ですから、子どもたちとか先生方のレベルを上げるといってもありますが、そういうトラブルについてのエキスパートをどこかに用意して、そういうところに相談ができるような体制がないと、どこかで壁にぶち当たったときに、そこで問題が解決されないわけですから、ずっと後々残るような気がするのです。具体的にどうすればいいかはともかくとして、そういうことも是非お考えいただければと思います。

清水座長 ありがとうございます。

どうぞ。

小島参事官 今の件でございますけれども、ここで地域に専門家を派遣してというのは、教育委員会に専門家を派遣して、教育の指導力を上げるということで書いておるのですけれども、併せて、4に、ネットいじめに限定させているのがいいのかどうかというのはあるのですけれども、現実に関わった問題について、実態把握とか、その対策をしっかりとやっていくことが大変重要だということで、未然防止、早期発見、早期対応、それから、相談体制ということで、基本的にはこちらの方である程度書かせていただいているつもりではございます。ネット上のいじめだけに限定していいのかというのはそのとおりかもしれませんが、そこらについても含めて検討させていただきたいと思います。

清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。教育ということで、漆委員、何かありませんか。

漆委員 私も国分様の御意見のように、これを見ておりまして、現場の問題が解決されるためには、こういった啓発等も必要なのですけれども、もう一方で取締りの方というふうには、今、頭がそちらにいつてしまっております。

ちょっとこれとずれてしまうかもしれないので恐縮なのですが、1つ事例を御紹介いたします。最近ネット上に私どもの学校を脅迫する悪質な書き込みがございました。すぐに警察の方から御連絡はいただいたのですけれども、結果としてまだ犯人が見つかっていないという状況です。ちょうど入試期間で生徒が自宅におりましたので、いたずらだとは思ったのですけれども、警戒するように、緊急に手紙を全家庭に出しました。巻き込

まれた直後で、それが解決されないという状況を今、抱えております。

こういった、じっくりと啓発して、子どもや保護者が自分たちの身を守るということをしていくというのは大切なのですけれども、一方で現実には、法整備が遅れているということで、現場は非常に困っているということもお伝えしておきたいと思います。ちょっとずれた発言で申し訳ございません。

清水座長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

小島参事官 先生が言われるとおりなのですけれども、13ページを見ていただきたいのです。分割して御説明しているのですが、大変申し訳ないのですが、先ほども若干御説明申し上げたのですけれども、サイバー犯罪の取締りということを書いております。青少年が安全に安心してインターネットができるという意味で、子どもに対する犯罪をしっかりと取り締まりましょうということで、また後で同じような形で書かせていただきたいと思っております。

先ほど言われるように、教育だけではなくて、取締りも大変重要だというふうにこちらでも認識しておりまして、そういう意味での取締りの強化、体制の強化、あと、警察だけではなかなかできないところもあると思いますので、事業者等との関係の問題とか、そういうことは後の方で書かせていただければと思います。学校の中でまず何ができるかというのを、この教育の中では入れさせていただき、その他の主なものの中に、教育だけではできない部分がありますので、そういうものについては、計画の中では入れさせていただいて、全体として進めていくというような形にさせていただければと思っております。

漆委員 わかりました。現実には、私どもも、外側からの書き込みだけではなくて、内側からもいろいろ、子どもたちを教育し切れずにやってしまうようなことがいろいろありまして、そういったネット上のトラブルにつながるような書き込み等を学校で取り締まるために、民間に事業委託いたしまして、月10万ぐらいのコンサルタントフィーを払って子どもたちを守っているというのが現実ですということもお伝えしておきたいと思います。

清水座長 ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、次の御説明をお願いいたします。全体終わってから、また議論の時間を設けますので、よろしく申し上げます。

小島参事官 続きまして、第3のフィルタリングの性能の向上等と、第4の民間団体等の支援につきまして、併せて説明させていただきたいと思っております。

まず、1のフィルタリング提供義務等の実施徹底と保護者への説明等の推進でございます。これは法律の中に規定がなされているところもございますけれども、しっかりとフィルタリングの提供義務等を果たしていく必要があるということで書かせていただいております。

あと、出会い系サイトの規制法の中にも、出会い系サイトの利用の防止のためのフィル

タリング等の手段を事業者において提供するという取組も書かれておりますので、そういうものを入れさせていただいているということでございます。

併せて、携帯電話等におきまして、保護者の皆さん方に十分理解をしていただく。先ほども尾花先生の方からありましたけれども、法律の中には、保護者に、これは青少年が使うかどうかを申告するという意味での責務がございますので、そのためにもフィルタリングの内容とか必要性について、しっかりと十分理解できるようにケアする等の取組が必要だということで書かせていただいております。それが1点目でございます。

2点目でございますけれども、フィルタリングの高度化について記載させていただいております。原則提供を義務化するとしましても、選択肢が限られていると、そういうことで解除をしたい、つけないということも十分考えられますので、選択肢を増やしていくことが大変重要なことだろうというふうに思っております。特に青少年の成長段階に応じてフィルタリングを選択できることが大変重要だということで、その取組の推進と、必要な改善を進めていくということを記載させていただいているところでございます。

期限を定めていくことが大変重要ということもありますので、21年度中という規定をこの中に入れさせていただいて、まずは選択ができるものを入れた上で、また改善を進めていくという形で進めていければというふうに考えております。

委員の方々の卓上に配付させていただいております第2回検討会の施策説明資料の2ページをごらんいただければと思います。この中に表がございます。表の中の をごらんいただければと思っております。これは、携帯電話事業者等によりますフィルタリングの多様化を書いておりますけれども、総務大臣の方から要請がなされた後に、携帯電話事業者等におきまして、いろいろ検討されているということでございます。

N T TドコモとK D D Iについては、サイト及びカテゴリーの取捨選択を進めていく。ソフトバンクの場合につきましては、年齢等に応じたブラックリストを進めていくというような形で、ウィルコムは検討中となっておりますけれども、保護者のニーズに応じた選択ができるような多様化が進んできているという状況がございます。

次の3ページを見ていただければと思います。これはN T Tドコモの例で、1月からサービスが開始されておりますので、ごらんいただければと思います。左側は今までどおり、ホワイトリストとブラックリストの関係について、アクセス制限サービスと書いてあるのですが、右側に追加メニューと書いてありまして、アクセス制限カスタマイズというのが出てきております。アクセスの制限を変更するというので、その中にありますように、サイトの設定とカテゴリーの設定がなされているところでございます。

個別にサイトの設定をするということで、例示として書いているところでございますけれども、学校や塾等の連絡用の掲示板とか、家庭、家族や友人のコミュニティサイトや掲示板ということで、ここのアクセスの解除ができるもの。

それから、カテゴリー設定のところにつきましては、すべてというわけではなくて、制限が選択できないものを下に書いておりますけれども、不法とか、アダルトとか、出会い

とかと書いてありますけれども、それ以外の中で選択ができるようなものを用意をしているというふうに、今、進めていただいているということでございます。保護者の皆さん方によく理解していただくことが必要でございますけれども、こういう設定ができるということで多様化を進めていくということでございます。

また戻っていただきまして、今度は9ページを見ていただきたいと思います。これは今の多様化にも出てくる1つではあるのですが、民間第三者機関、前回、E M AとI - R O Iの方々に説明をいただいたと思います。こういうような適切な運用管理ができていくウェブサイトを認定する取組ということも進めているところでございまして、これを支援をしていくということでございます。選択の高度化は大変重要なことであろうと思っておりますので、それも進めてまいりたいと考えております。

それから、3でございますけれども、インターネット・ホットラインセンターの関係につきましても、違法、有害、色々な情報が入ってくると思いますけれども、子どもにとってだけ有害な情報についてもフィルタリングによって遮断することも可能でございますので、そういうフィルタリング提供事業者への継続的な提供についても今後も進めていくということを書いているところでございます。

4はフィルタリング普及促進のための啓発活動等ということでございまして、1つはパソコンの簡易版のフィルタリングソフトの無償の提供とか、あとは、地方公共団体を含めまして、色々な連携をいたしまして、普及促進のための啓発活動を継続的にやっていくものでございます。

次のページでございますけれども、調査研究でございます。今までも内閣府等におきましても調査研究を進めてきたわけでございますけれども、今後とも、やはり経年変化を取っていききたいということもあります。フィルタリングの認知、普及の状況を調べていくことと、併せまして、改善ニーズをしっかりと取っていった方がいいだろうということございまして、調査研究については、改善ニーズも含めて継続的に調査をしていくということでございます。

また、産学連携した、色々な社会的影響の調査等がございますので、それについても支援をしていくというふうに考えているところでございます。

次の11ページでございますけれども、民間の支援の関係でございます。1は再掲でございますけれども、教育とか啓発の活動を行っている団体に対しまして支援をしていくことが大変重要だということで、改めて書かせていただいております。

また、2については、サーバー管理者におきまして青少年有害情報の閲覧防止措置をしっかりとやっていただく、その体制整備の支援というのは大変重要ではないかということで書かせていただいているものでございます。

その支援としましては、ガイドラインの設定とか、実施するための体制、相談窓口の取組に対する支援をしっかりとやっていくということが1つでございます。

2つ目は、真ん中のところでございますけれども、色々な違法・有害情報対策に資する

検出技術の研究開発の支援をするということと、併せまして、特定・選別する作業をされる方々に対する精神的ケアの在り方についても情報の共有をしっかりとやっていくことが大変重要だということを書かせていただいているところでございます。

それから、委員の先生方からも多く意見をいただいていますけれども、レイティングというのは大変重要だろうということでございます。選べる基準をしっかりとつくっていく、そのための民間団体の支援をやっていくものということを書かせていただいています。

次のページでございます。3の民事紛争の解決活動を行う者に対する支援ということでございます。こういう団体が今あると言われると、そこまでは承知していませんけれども、今後の取組を支援するためには、紛争の類型化とか、解決の在り方についての検討をしっかりとしておくことが必要だろうということを書かせていただいております。

それから、4でございますけれども、インターネット上のトラブルについての相談を行っている団体は結構ございますので、それに対する色々な支援を進めていくということでございます。

それから、5でございますけれども、これは先ほど清原委員の方からも御発表いただきましたけれども、安心ネットづくり推進協議会におきましては、産学連携した自主的な取組を推進するというので、そういうことに対する団体の支援等についても進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が第4と第5でございます。

清水座長 ありがとうございます。フィルタリングと民間支援につきまして御説明いただきました。

御意見をお願いできますか。曾我委員、お願いします。

曾我委員 フィルタリングのことについて、いろいろこの中に記載してあるのですが、すべてこのような状況に進むと安心であるというふうな勘違いをされるというのがPTAにとって非常に困ることで、次々とこれに勝るものが出てくる。その情報を常にどこかに集約して、次々と手を打っていくんだというような指針が根幹にあれば、対応する機能がきちんとできてくると思うのです。それがどこに表現されているかが私にはわからなかったもので、御説明いただければ大変ありがたいと思います。

小島参事官 まず、第1の2の「変化の著しいインターネット」ということで、新たな問題に、ニーズを把握して迅速に対応していくというのが基本ポリシーの中に進められているというのが1つでございます。

もう一つは、第3の2の「必要に応じて更なる改善を促す」ということでございまして、色々な情報の変化に応じて改善が必要だということでございますので、フィルタリングにつきましても多様化を進めるとともに、併せて更なる改善を促していくということで、ここに書かせていただいております。

それから、第2の2の社会における教育・啓発の中でも、色々な情報の共有化を図ることになっておるのですけれども、そういう施策を入れることと、併せまして、一番後ろの、

まだ説明していなくて大変申し訳ないのですが、第6の2の連携体制の活用ということで、下の方、今、ラウンドテーブル等を行っているところがありますので、そういうところでの情報の共有とかを行った上で必要な対応を進めるといことも、色々なところに散らばっておりますが、そういう意味で書いてございます。

清水座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

曾我委員 1つ聞きたかったのは、そういう協議機関がきちんとできて、そういうところで対応するような関係を構築されるという、その部分を確認したかったということです。

清水座長 ほかにございましたらお願いします。

どうぞ。

尾花委員 フィルタリング等に関しては、どちらかという、これは学齢だったりということが中心になってフィルタリングの中身自体ができ上がってってしまうと思うのですけれども、本来であれば、子どもの発達段階というよりも、その個々の能力によって、全部取り払ってしまうても平気なお子さんもいれば、18歳になってもがちがちにかけておいた方がいいようなお子さんもいる。

以前の会議のときも御提案させていただきましたけれども、インターネットとかネットに関する検定を設けて、検定のレベルに応じたフィルタリングを外すみたいな方法がもし将来取れるのであれば、それがベストなんではないか。逆に大人でも検定が低い人はフィルタリングをかけてしまうというのがあってもいいぐらい、今、大人のトラブルも多くなっていますので、並行して考えていけるような、これは一度に組み込むという意味ではなくて、能力を測り、その測った能力に応じてフィルタリングを適切にかけていく、逆に外せるようになる。能力が高くなれば外せるんだよというのは子どもたちの意識の向上にもなりますので、そういう取組も将来的には取り込んでいただきたいなというふうに思います。

小島参事官 言われることはそのとおりだと思いますので、そこはまた検討してみたいと思います。

清水座長 どうぞ。

国分委員 インターネットのルール・アンド・マナー検定というのを大分前からやっております、最初は大人向けだったのですが、子ども向けのものもここ数年にわたりやっています。最初は期間を区切っていたのですが、今は通年でやっていますので、中学生ぐらいだと、クラス単位で受検するとかというふうになってきております。受検者がそろそろ10万人に近くなってきておまして、振り仮名つきと振り仮名なしのバージョンと2つ用意しているのですけれども、中学生ぐらいだと振り仮名なしで受ける子どもが殆どです。10万人ぐらいになったら、節目ですから、プレスにもう一度、今までやってきたのですけれども、また発表しようと思っております。

清水座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

曾我委員 この中で、話は過去にも出てきていないのですが、よくPTAで話が出てくるのは、車でも、発達段階に応じて免許を与えていくというものがある。携帯電話は車に匹敵するようなツールであるはずなのに、そこが自由過ぎることがかなり問題ではないかということが言われているので、もし通信情報の色々な問題がなければ、発達状態に応じた免許によって物が使えるようになっていくというのは、もう一つの教育的配慮から言うならば、非常に考えていただきたいポイントではあると思います。それが今回、盛り込まれているということではなくて、是非検討いただきたい。

清水座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

高橋委員 私は全く別の考え方を持っているのです。先ほど言われた、ある一定のレベルの知識があれば、そういったものを全部クリアしていったいいというもの、リテラシー教育というのは全く別のものだと思うのです。精神的なもの、例えば、勉強できるから、何でもOKだよ、いじめてもいいんだよと、そういった問題とは違うと思うのです。これは最終的に、フィルターも色々なかけ方をして、更新していくとは思いますが、逆に制度をつくるような方式に持っていったら、今の子はそういったものに対して十分対応してクリアしていきますので、そうすると、フィルターも外していいのかという話にいきかねない。そういった方法論ではなくて、あくまでもリテラシー教育はリテラシー教育としてしっかりやるし、親が責任を持って、高校生は親の最終的な判断も加味していただきたい、親子でしっかり話して、そこが最終的な砦になるべきだろう。これを国がとか、どこかが負担してしまうと、非常に怖い方向にいくのではないかと。

1つ、国の方とか、そういったもので制度的にやってほしいのは、逆に一般の大人が使うネットで、許せないネットとか、色々なエリアがあると思うのです。それに関しては、今後、警察庁を含めて、色々な規制が少しずつ加わってくるのかなと思うけれども、ネット上は何でもOKだよという大人社会も改善していかなければならない。そちらの方をメインに考えていくべきだろうと思う。子どもの方で試験的に、ある一定の技術、レベルがあったらクリアしていく、外していくというのはまだ早いのではないかと。並行的に、段階的に追っていくことが必要ではないかと考えています。

清水座長 御意見ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。清原委員。

清原委員 第4の民間団体等の支援に関する事項というのは、いずれも大変重要な項目を掲げられているというふうに私は思います。民間団体等が積極的に第3のフィルタリングの実質的な質の向上を図る意味でも、活躍をしていただくということが大変重要です。これは「計画」ではあるのですが、今までこうした取組について、国の政府がひよっとしたら余り前例を持っていない「支援」のことなどもあるかもしれませんので、「積

極的に財政的な措置を図りつつ、及び人材の育成に関して配慮される」というのは大変意義のあることだと思います。大変きめ細かく書かれておりますので、この点については強化というか、そういうことを期待したいと思います。

以上です。

清水座長 ありがとうございます。

どうぞ。

高橋委員 気になっていることは、第2の1番のポツの2番目に、教員に23年度までに云々とあるのです。若い人はある程度対応できると思うのですがけれども、40代から上の先生方になると、なかなか対応できないところへ持ってきて、今、子どもで色々な問題があって、教育力も上げなければならない、そこにもってきて、余り忙しくなってしまうと子どもの様子が見られないのだというふうに、先生が半分パニックしているところがありますので、この辺は23年度とうたう方がいいのか、その時期は一応、内々のなものにしておいて、そういったものを推し進めるという形にしておく方がいいのか。これを出してしまうと、各都道府県の教育委員会がびっくりして、教員の方からも相当反発が出そうな気がするのです。前向きにやっていくということに関してはいいと思うのですがけれども、ちょっと気になったところなのです。

池田課長 文部科学省でございます。私どもで担当しているのは初中局という局でありまして、ここを表現するに当たって、本当に23年というのは大丈夫かと、現場の先生方のコンセンサスを得ながらという感じではあります。実を言いますと、これは予算も含めて、文部科学省の取組の一貫として、こういう形で今後臨んでいくという腹積もりで書かせていただいたのですが、先生おっしゃるように、現場の感覚も含めまして少し検討させていただきたいと思います。

清水座長 ありがとうございます。

どうぞ。

尾花委員 それに関してなのですが、現場の先生、御年配の先生は当然そうだと思うので、目標を掲げられるのだとしたら、23年までに、教職員免許を取る人たちがすべて教育できるようにして輩出するというのを目標に掲げていただくのがベストかなと、新しい教員を積極的に各学校は採ってくださいというふうにしていただくと、各学校に必ずわかる先生がいるという体制ができていいのではないかなと思いますので、是非、併せて御検討をお願いします。

池田課長 ありがとうございます。初等中等教育も含めまして相談させていただきます。いずれにいたしましても、教員採用に当たっては、当然これから必要なリテラシーの話であるとか、今までの教員採用と違った面も、それぞれの地方公共団体、教育委員会レベルで考える必要がございますので、この辺も含めて検討させていただきます。

清水座長 ありがとうございます。

それでは、最後の御説明をお願いします。

小島参事官 最後に、第5と第6でございます。

第5につきましては、先ほど御説明をしております。基本的には、盛り込む事項と併せまして、政府の取組について検討してまいりましたので、先ほど議題になったものとほとんど一緒でございますので、時間の関係もでございますので、割愛をさせていただきたいと思っております。

それから、第6でございますけれども、推進体制等でございます。推進体制につきましては、国の推進体制の整備、地方公共団体、保護者及び民間事業者との連携体制の活用、国際的な連携の促進と、大きく分けて3つ書いているところでございます。

1につきましては、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議を中心として、総理のリーダーシップの下に連携を強化して政策を進めていくということを明記しております。

2でございますけれども、政府だけではなくて、地方公共団体、保護者、事業者、民間団体との連携が大変重要でございますので、相互の連携協力体制の整備に努めるということでございます。

その中で、既に整備されているものもございまして、その有効活用を図っていきたくと考えておまして、その下に書いておりますけれども、これは内閣官房のIT担当室ですが、ラウンドテーブルとか、また、その下のネット安全安心全国推進会議は文科省でございますけれども、そういう既存の組織も十分一緒になってやっていただいて、連携を進めていくということでございます。

次が国際的な話でございますけれども、インターネットの特性にかんがみますと、どうしても国際連携は重要なものでございますので、日本としての取組についても情報発信をしていくとともに、諸外国の取組についても参考にしたり、色々な民間主導の取組についても連携促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

最後の4は基本計画の見直しの関係でございます。1つは、これは1年に1回フォローアップしていきたくということでございます。併せまして、この法の施行で定めましても、3年以内の見直しというのもございまして、3年で見直しをしていきたくというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

清水座長 どうもありがとうございました。

最後の御説明でございます。御意見いただきたいと思っております。また、全体の御説明がございましたので、関連があると思えますから、最初から含めて御質問いただいてもよろしいかと思っております。

どうぞ。

国分委員 15ページの国際的な連携の促進ですけれども、私どもインターネット協会はI N H O P Eという国際組織に入っておりますので、電話会議とか、メールでやりとりするとか、頻りに交流を行っているのですけれども、その際に、色々なドキュメントが英語

になっていると、日本の状況を説明するときに非常に助かる。例えば、今度の法律も、既に英訳されているので活用させていただきましても、1枚紙のわかりやすいポンチ絵を英語にするとか、今度も出会い系サイト規制法が改正されましたし、児童ポルノ法もありますので、是非英訳をしていただくと、スピーカー役ぐらいは私どもでやりますので、お願いしたいなと思っております。

清水座長 ありがとうございます。

ほかにございましたら、お願いします。坂田委員、御発言ありましたら、お願いします。

坂田委員 現在、一番問題になっておりますのは携帯電話に伴う色々な問題だということで、インターネット全体を扱うとしながらも「携帯電話」という言葉が非常に多いわけですが、実際は、問題を起こしているような事案は、携帯電話を使った携帯インターネットの方だろうと思います。これからどんどん携帯するインターネットみたいなものが増えてくる。それから、テレビを使ったインターネットみたいなものも出てくるということで、そういったものに総合的に対応していかなければいけないんだろうなと思えますと、少し「携帯電話」という言葉が多過ぎる。言葉の多さの問題なのですが、高速のサービスということですのでインターネットですので、電話というよりも、これから出てきますのは携帯インターネットというものだろうと思っています。

清水座長 ありがとうございます。

どうぞ。

漆委員 しつこいようなのですけれども、例えば、13ページの第5のところをごらんいただきまして、1とか2とか、こういうところにできれば23年とか、そういう年度を入れていただくとありがたいなと思えます。というのは、先ほどの尾花委員の発表を聞いて、全くそのとおりだなと思えたのは、こういう問題は、例えば、プロフのリンクなどがそうなのですけれども、結局、100%の子どもと100%の親をきちっと教育させないと、1人でも知識のない人が何かをやってしまうと、その穴から水がすべて漏れてしまうというのが現場の問題なのです。

教育や啓蒙にはどうしても限界がありますので、犯罪に巻き込まれないためには、こういった取締りが必要というところを是非、優先順位としては、現場から見ると、こっちが絶対高いと思うのです。よく20%・80%の法則とか言いますが、強化とか、推進とか、支援とかいうところに具体的な数字ですとか、目標値ですとか、検証の方法ですとか、そういったことを入れていただくとありがたいなと思えます。

清水座長 ありがとうございます。

どうぞ。

絹笠室長 警察の方として、ここに書いてある取締りの推進ということで、我々ができる限りのことをやっておりますし、日々、体制をできる限り強化をして推進ということを目指しております。具体的に何件検挙みたいな数字を上げるのはなかなか難しいというか、そこは御理解いただきたいなと思っております。

清水座長 ありがとうございます。

清原委員。

清原委員 16ページのところに「基本計画の見直し」ということで、「1年間に1度のフォローアップと、3年後を目途に見直し」というふうにあります。こういう場合、先ほどの教員の研修、23年度というような数値目標というか、あるいは年次目標というか、そういうものが3年後を目途に見直すというときには求められるかの印象が、やはりありません。この間、年次目標的なことが明示されていたのが、先ほど問題提起があった部分だけなのですけれども、しかしながら、全体として、今回、平成21年度に計画として示していくということは、3年間見直しのときに、現時点よりも前進するということが込められている計画だというふうに思うのです。

ですから、先ほどの警察からの問題提起もありましたように、件数だけを示すことではない意味合いがこの計画にはあるのかなと感じておりました。ただ、一般的にはどうしても、3年後の見直しということになると、3年後まで、どのくらいまで到達していることが求められるかということが確認されることがあるかと思いますので、この辺については、まずスタートであるということと、少なくともこのような計画をとにかく前進させるのだということが、「前文」といいますでしょうか、背景よりも前に、「この計画を策定する趣旨」というんでしょうか、そういうものとして書かれていた方がよろしいのかなというふうに感じました。

以上です。

清水座長 よろしいですか。

小島参事官 そちら辺も含めて検討します。

清水座長 ありがとうございます。

どうぞ。

尾花委員 先ほどお時間いただいたときにもお話ししたのですが、是非この青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等のところに、携帯事業者による利用実態の把握を義務づけるまではいかなくても、本当に子どもが使っているのかどうかというのをきちんと、サービス合戦ではなく、子どもを守るために、携帯事業者さん自体が、利用実態の把握、有害情報の把握よりももっと大事な部分を徹底していただけるよう、ここで示唆していただければうれしいなというふうに、希望なのですけれども、思っています。

坂田委員 勿論、そういうことにも一生懸命取り組んでまいりたいと思います。皆さんの御協力を得ながら、できるだけことはしていきたいと思っています。

清水座長 本日は委員の代理として、古澤委員代理と吉田委員代理が御出席ですが、何か御発言ありますか。

古澤委員代理 特にございません。

清水座長 吉田さんもよろしいですか。

吉田委員代理 特にございません。

清水座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。どうぞ。

漆委員 最後に一言だけ。今、問題を抱えてしまっているものですから、警察にお願いしたいことは、捜査課と生活安全課の中で、サイバーの犯罪に関しては情報を交換していただき、教員のレベルアップも大切なのですけれども、特に所轄の警察署の方がこういった知識をもう少し高めておいていただくということ。今回、大変縦割りだということを感じましたので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

絹笠室長 具体的な状態はわからないのですが、もし何か御不満の点があったとしたら、本当に申し訳ないと思っております。

また、サイバー技術に関する情報教育につきましては、何分サイバー関係は非常に進展が激しいところでございますので、なかなか教育というのも難しい面があるというのは、私どもも認識しておりまして、その点につきましても、できるだけ有効な情報の共有、適切な対応などに努めてまいりたいと思っております。

漆委員 よろしくお願ひいたします。

清水座長 ほかはよろしいでしょうか。

では、座長代理の藤原先生にお願ひします。

藤原座長代理 それでは、時間も押しているみたいですので、一言だけ。

私を感じましたのは、今日、教育の話がたくさん出たのですけれども、この計画の冒頭に基本理念があって、3つ書かれているということで、この基本理念に書いてあることは大変重いのではないかと、私はそう思ひます。ここがどこかに偏るといふのはよくない。余りぶれない方がいいのではないかと思ひます。

2番目に、もう一つ、情報の世界は技術で、対応できることは技術ということですので、できるだけ技術を高める、そちらの方の工夫とか発展にも留意をしていただきたいと思ひます。

3番目は、官民総がかりということが出ているのですけれども、それに関連して言うと、4番目とか5番目は、一定の分野ではADRのような、民間の方による紛争の解決というのなされていますので、それも今後は参考になるのかなという気がしました。この計画がだんだん周知徹底されて浸透してくると、当然のことながらトラブルが増えると思ひますので、そのときに有効にトラブルに対抗できないと、親御さんとか、学校関係者の方々も困ると思ひますので、ADR、紛争解決のための助力というの、4と5両方に言えるのかなという気がしました。

以上です。

清水座長 どうもありがとうございました。

本日は、植山委員と尾花委員と清原委員に御発表いただきましたが、質疑応答の時間を取らなかったもので、申し訳ありません。ここで3人の先生の御発表について、何か御質問や御意見があれば承りたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。大変

勉強になりました、私自身、ありがたく思いました。厚く御礼申し上げたいと思います。

ほかに御発言はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今後の予定につきまして、事務局からお願いします。

小島参事官 それでは、今後の予定でございますけれども、次回の開催日程につきましては、今、各委員の皆様方に日程について御相談させていただいておますので、別途御連絡をさせていただきたいと思います。

また、次回でございますけれども、本日いただきました御意見等を踏まえまして、取りまとめ案を作成することとしておりますので、御検討いただきたいと思っております。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございます。

本日、御意見たくさんいただきました資料 8 は、計画に盛り込むべき主要な事業案ということで、これが非常に重要な視点だというふうに思います。したがって、これを含めまして、本日の議題につきまして、御意見ございましたら、時間が短くて誠に申し訳ございませんが、来週の月曜日を目途に事務局までお送りいただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。この検討会も最後のまとめの段階になってきておりますので、また個別にいろいろ御指導いただくことが多いかと思いますが、引き続きどうぞよろしく願い申し上げます。

以上、本日の予定しておりました議題は終了でございます。長時間御審議いただきまして誠にありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。